

「マトナカ -動画を作る、見てもらう-（動画で販促DX）」

サービス利用規約

「マトナカ -動画を作る、見てもらう-（動画で販促DX）」（以下「本サービス」という）利用規約（以下「本規約」という）は、本サービスの利用を申し込む企業様もしくは個人事業主様（以下「申込者様」という）と本サービスを提供する第2制作株式会社（以下「当社」という）との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条 定義

本サービスは、申込者様が申込者様自身の販売促進活動（以下「販促活動」という）の中で使用する動画（以下「動画」という）の制作業務（以下「動画制作」という）、ならびに動画の広告運用業務（以下「運用」という）を一元的に委託できるサービスです。申込者様は制作業務と運用業務を同時にお申し込みいただけますが、動画制作のみを当社にお申し込みいただくことも可能です。当社が制作した動画（以下「制作動画」という）に限り、申込者様は運用のみをお申し込みいただくことができます。

第2条 規約への同意

1、申込者様は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。申込者様は本規約に同意しない限り本サービスを利用できません。

2、本サービスにおいて申込者様と当社の合意により別途個別利用条件を定めた場合、申込者様は本規約のほか個別利用条件の定めに従って本サービスを利用するものとします。なお、本規約と個別利用条件の定めが異なる場合には、個別利用条件の定めを優先するものとします。

第3条 本サービスの概要とご利用の流れ

1、申込者様は第6条、第7条で提示されるご希望の申込プランを1つ以上選択します。
2、申込者様は申込者様の商品やサービスをPRする見込み顧客（以下「ターゲット」という）を絞り込み、申込者様が求める動画構成を明確化するため、当社との間でオンライン、電話又は対面によるターゲットを明確にするためのミーティング（以下「打ち合わせ」という）を行います。

①打ち合わせの上限回数は申込プランにより異なります。

②選択されたプランによっては打ち合わせを行わない場合もあります。

3、打ち合わせ実施後、本条第1項で選択されたプランに従い、打ち合わせ内容をまとめた資料（以下「ヒアリングシート」という）もしくは動画制作に必要な資料（以下「構成シート」といい、ヒアリングシートと構成シートを合わせた資料を「資料」という）を最短5営業日にて完成させ申込者様にメール、ないし当社指定の方法にてご提出します。

①資料の修正上限回数は各プランにより異なります。

②選択されたプランによっては資料の提出は行わない場合があります。

③また当社から資料の提出を行う場合は、申込者様から当社へ当社指定の方法による仮申込みないし申込者様と当社の間で当社指定の秘密保持契約の締結が必要になりますが、こ

の段階での費用は原則発生しません。

4、申込者様は当社が資料を提出してから原則5営業日以内に本条第1項で選択したプランを正式に申込か否かの意思表示を行うものとします。

5、申込者様は、オンライン申込ないし当社指定の方法により本サービスへの申込を行います。

6、申込者様は16条1項で定められる利用契約が成立した後、資料の修正を当社に対してオーダーできるものとします。当社は申込者様の修正意向に沿って資料の修正を行い、申込者様に当社指定の方法にてご提出します。なお、申込者様が行う資料の修正は各プランによって異なります。

7、当社は、本条第1項で選択されたプラン並びに、本条第6項で申込者様が修正した資料に従い動画制作を行います。

第4条 制作できる動画の種類

本サービスで制作できる動画は次の2種類の動画とします。

1、申込者様の商品やサービスにまだ関心が低いターゲットに対して、YouTube広告やSNS配信に最適な15秒～30秒程度の短尺動画。（以下「集める動画」という）

2、申込者様の商品やサービスにある程度関心が高まったターゲットに対して、ホームページや店頭・展示会などで使用する長尺動画。（以下「説明する動画」という）

第5条 制作動画の使用目的

1、集める動画の使用目的

申込者様はターゲットに対して認知拡大を図り、申込者様が所有するホームページや申込者様が指定するWebサイト（以下「LP」という）、もしくは申込者様が経営、または運営する実際の店舗や場所（以下「実店舗」という）にターゲットを呼び込んだり、申込者様が申込者様自身の名義で開催するセミナー等への参加を促したりするために、制作動画を本条第3項の方法により使用することができます。

2、説明する動画の使用目的

申込者様はターゲットに対して申込者様の商品やサービスを詳しく説明し、購買行動を促すために、制作動画を本条第3項の方法により使用することができます。

3、集める動画、説明する動画の使用目的

申込者様は集める動画ならびに説明する動画は次の各号で示される使用方法の中で使用できるものとします。申込者様が次の各号以外で制作動画を使用される場合、もしくは視聴者数が50万人以上になる場合、申込者様と当社は協議を行うものとします。

①YouTubeもしくはInstagramやFacebookなどのSNSを含む当社が指定するインターネット媒体（以下「WEB媒体」という）に、申込者様が申込者様名義で制作動画を投稿または広告として出稿すること。

②申込者様が申込者様の名義で運営する実店舗のデジタルサイネージや店内モニターに制作動画を掲出すること。

③申込者様が申込者様の名義で出展する展示会ブースで制作動画を掲出すること。

④申込者様がLPに制作動画を掲出すること。

⑤申込者様が営業活動の中でタブレットやパソコンを使用し、ターゲットに直接制作動画を見せること。

第6条 集める動画の制作プラン

申込者様は集める動画の制作にあたり、下記プランの中から1つ以上選択できます。

1、商品紹介プラン

基本料金：18万円（税込198,000円～）

動画制作：当社からの資料のご提出は行わず申込者様から当社指定の構成シートに動画制作の流れを記入いただき、ご提出頂く構成シートに基づき、当社が1日（搬入から撤収までを含む6時間以内）で、申込者様の管轄社屋1箇所で撮影を行います。申込者様の商品やサービスの魅力、社内の様子を撮影（音声収録はありません。）しその後BGM、テロップと共に15秒～30秒の動画にまとめて編集します。原則として撮影素材並びに申込者様からの提供素材にて動画制作を行います。CGに関しては申込者様からご提出いただくロゴにモーションをつけることのみ承っておりますが、モーションの変更やロゴそのものの変更は有償にて別途承ります。申込者様から頂戴する素材状態によっては承れない場合もございます。原則として動画の使用期間に制限はありません。

打ち合わせ回数：2回まで

資料の修正可能回数：一（構成シートを含む資料のご提出は原則ありません。）

動画の修正可能回数：2回まで

納期：申込者様からの資料共有～最短10営業日

基本料金内撮影可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

- ①1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。
- ②ナレーションの追加や撮影日数、撮影場所の追加もオプションで承ることができます。
- ③このプランの撮影クルーはディレクターを含む2名～3名の体制を基本とし、レンズ一体型ビデオカメラ1台と簡易照明が付いています。
- ④規定回数以上の動画修正ないしBGMの変更依頼は別途有償にて承ります。
- ⑤申込者様からの修正のご依頼がご提出いただきました構成シートから大きく逸脱した修正であると当社が判断した場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後、別途お見積をご提出いたします。
- ⑥申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

2、イラストプラン

基本料金：45万円（税込495,000円～）

動画制作：当社からご提出させて頂きます資料に基づいてイラストを用いた15秒～30秒の動画制作を行います。BGM、テロップ並びにナレーターによるナレーションを挿入できるためWEBCMにも十分対応できるプランです。使用するイラストに関しては原則として当社が契約している素材サイトなどから調達するものであり、申込者様のオリジナルイラストでの制作は有償にて別途承れます。なお動画の中で使用するイラストを申込者様をご用意する場合ももちろん承れますが、その場合でも基本料金に変更はなく、申込者様から頂戴する素材状態によっては承れない場合もございます。無形商材を扱う企業様を中心に、取り組みやすい、広報宣伝で活用しやすい動画制作プランです。CGに関しては、申込者様からご提出いただくロゴにモーションをつけることに加え、グラフなどの2Dモーション制作も入れ込むことができます。ロゴモーションの変更やロゴそのものの変更は有償にて別途承れます。原則として動画の使用期間に制限はありません。

打ち合わせ回数：4回まで

資料の修正可能回数：1回

動画の修正可能回数：2回

納期：ご発注～最短16営業日

基本料金内対応可能エリア：全国

CG：グラフなどの2Dモーションが承れます。

納品形式：1920x1080（FULL HD / mp4形式）

- ①ナレーターに関しては、当社よりご提案させていただく候補者からの選出になります。
- ②ナレーションレコーディングは原則として申込者様の立ち合いをお願いしております。
- ③規定回数以上の動画修正ないしBGMの変更依頼は別途有償にて承れます。
- ④申込者様からの修正のご依頼が合意済みの構成シートから大きく逸脱した修正であると当社が判断した場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後別途お見積をご提出いたします。
- ⑤オリジナルイラストでの制作は別途お見積もりとなります。
- ⑥申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

3、Web CMプラン

基本料金：58万円（税込638,000円～）

動画制作：当社からご提出させていただきます資料に基づいて1日（搬入から撤収までを含む12時間以内）で、申込者様の管轄社屋1箇所、また一部商品をお預かりして弊社で撮影（原則として音声収録はありません）を行います。申込者様の商品やサービスの魅力、社内の様子を撮影し、BGM、テロップ並びにナレーターによるナレーションを挿入し、15秒～30秒の動画にまとめて編集します。CGに関しては、申込者様からご提出いただくロゴにモーションをつけることに加え、グラフなどの2Dモーション制作も入れ込むことができます。ロゴモーションの変更やロゴそのものの変更は有償にて別途承れます。撮影素材に加え当社保有の映像素材、申込者様からのご提供素材で動画制作を行いますので、より訴求力が高い本格的なWeb CMの制作が行えるプランです。原則として動画の使用期間に制限はありません。

打ち合わせ回数：4回まで

資料の修正可能回数：2回まで

動画の修正可能回数：3回まで

納期：撮影終了～最短1ヶ月

基本料金内撮影可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

- ①1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。
- ②ナレーターに関しては、当社よりご提案させていただく候補者からの選出になります。
- ③ナレーションレコーディングは原則として申込者様の立ち合いをお願いしております。
- ④規定回数以上の動画修正ないしBGMの変更依頼は別途有償にて承れます。
- ⑤申込者様からの修正のご依頼が合意済みの構成シートから大きく逸脱した修正であると当社が判断した場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後別途お見積をご提出いたします。
- ⑥このプランの撮影クルーはディレクターを含む2名以上の体制を基本とし、レンズ交換式シネマカメラ1台と基本照明が付いています。
- ⑦申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認い

ただけます。

4、ブランディングムービー

基本料金：120万円（税込1,320,000円～）

動画制作：当社からご提出させていただきます資料に基づいて1日以上（申込者様の管轄社屋や撮影スタジオ、当社提案ロケ地で行う撮影を実施）の音声収録も可能な撮影を行います。キャスティングによるオリジナルストーリーでの動画制作やグリーンバック合成撮影など表現の幅は一気に広がります。撮影後はBGM、テロップ並びにナレーターによるナレーションを挿入し、15秒～30秒の動画制作を行います。WebCMはもちろんTVCMでもオンエアが可能なクオリティで動画を完成させるため、ブランディングにより競合他社との差異化も行えるプランです。予算内で動画の使用期間に制限がない状態で納品することも承れます。

打ち合わせ回数：6回まで

資料の修正可能回数：3回まで

動画の修正可能回数：5回まで

納期：ご発注～最短1ヶ月

基本料金内対応可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

- ①1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。
- ②このプランの撮影クルーはディレクターを含む3名以上の体制を想定しています。
- ③構成台本の内容により、撮影日数や料金が変動します。
- ④ブランディングムービー制作に関しては別途ご契約を締結させて頂く場合があります。
- ⑤キャスト及びナレーターに関しては当社よりご提案する候補者からの選出になります。
- ⑥規定回数以上の動画修正は別途有償にて承れます。
- ⑦申込者様からの修正のご依頼が合意済みの構成シートから大きく逸脱した修正であると当社が判断した場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後別途お見積をご提出いたします。
- ⑧申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

なお、「お手軽制作プラン」の利用規約は、本規約の後に掲示されています。

第7条 説明する動画の制作プラン

申込者様は説明する動画の制作にあたり、下記プランの中から1つ以上選択できます。

1、お客様の声（インタビュー動画）

基本料金：35万円（税込385,000円～）

動画制作：申込者様のお客様（以下「お客様」といいます。）のレビューや声をインタビュー動画として制作するプランです。申込者様の管轄社屋ないし、お客様管轄社屋に於いて1日間で撮影します。その後BGMとテロップを挿入し90秒～120秒程度で編集を行います。お客様の声という第三者視点を入れ込むことで申込者様の商品やサービスの信頼性や有効性を高める効果が見込めます。

打ち合わせ回数：3回まで

資料の修正可能回数：—（インタビュー撮影の簡単な流れのみご提出します。）

動画の修正可能回数：2回まで

納期：ご発注～最短1ヶ月

基本料金内対応可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

納品形式：1920x1080（FULL HD/mp4形式）

- ①1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。
- ②動画修正に関して、規定回数以上の修正は別途有償にて承れます。
- ③規定回数以上の動画修正ないしBGMの変更依頼は別途有償にて承れます。
- ④動画は基本的には収録した素材を使用して制作します。申込者様側でご用意された素材の差し込みや事前に共有した事例から大きく逸脱した修正をご依頼される場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後、別途お見積をご提出いたします。
- ⑤このプランの撮影クルーはディレクターを含む2名の体制を基本とし、レンズ一体型カメラ2台と基本照明が付いています。
- ⑥申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

2、企業紹介・使い方動画

基本料金：65万円（税込715,000円～）

動画制作：申込者様の商品やサービスに関心がやや高いターゲットに対して、使い方や導入後のメリットを説明したり、申込者様そのものの理念やコンセプトを伝えたりする動画制作プランになります。関心が高いターゲットに見てもらいたい動画であるため120秒～180秒程度のやや長尺の動画構成になりますが、申込者様の商品やサービスはもちろん、申込者様そのものの信頼性を高め、ターゲットが納得して導入や購買行動に移れるように後押しする動画になります。またホームページに掲載する企業紹介動画や商品やサービスの説明を行う動画として、初めて動画制作を行う場合はおすすめのプランです。

打ち合わせ回数：4回まで

資料の修正可能回数：2回まで

動画の修正可能回数：3回まで

納期：ご発注～最短1ヶ月

基本料金内対応可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

納品形式：1920x1080（FULL HD/mp4形式）

- ①1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。
- ②動画修正に関して、規定回数以上の修正は別途有償にて承れます。
- ③規定回数以上の動画修正ないしBGMの変更依頼は別途有償にて承れます。
- ④動画は基本的には収録した素材を使用して制作します。申込者様側でご用意された素材の差し込みや事前に共有した事例から大きく逸脱した修正をご依頼される場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後、別途お見積をご提出いたします。
- ⑤このプランの撮影クルーはディレクターを含む2名以上の体制を基本とし、レンズ交換式シネマカメラ1台と基本照明が付いています。
- ⑥申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

第8条 動画制作と完成動画に関して

1、申込者様は、当社へ申込者様が所有する動画制作のための静止画や動画、ロゴデータなどの素材（以下「素材」という）を提供することができますが、当社が動画制作のため

に適切でないとは判断した場合は、再度素材のご提出をお願いする場合があります。

2、申込者様から当社にご提供頂く素材もしくは当社が申込者様社屋ないし申込者様が管轄する社屋で撮影した素材に、第三者の著作権、肖像権、その他の権利が内包される場合、必ず申込者様において第三者の事前の承諾を得る等の適切な権利処理を行ってください。当社ではご提供頂く素材について、権利者に対する同意取得等の手続きは行いません。また、申込者様から当社にご提供頂くマスター素材の管理は申込者様ご自身で行ってください。

3、申込者様が選択された第6条、第7条の動画制作プランに撮影が含まれている場合は次の各号に同意するものとします。

①申込者様は、当社が本業務を遂行するため、外部協力ロケ地、並びに申込者様社屋ないし申込者様管轄ロケーションで行われる撮影に際して、円滑な撮影を行うため最大限の物的、人的支援を行うものとします。

②本条第3項第5号でいう完成動画を申込者様に納品する前の、撮影した編集前のデータ（以下「撮影データ」という）は当社が管理するものとします。原則として当社から申込者様へ納品するものは完成動画のみですが、申込者様は当社指定のダビング費用を納め、所定の手続きを経ることで撮影データを申込者様に移管することができます。

③当社は外部協力ロケ地での撮影及び、申込者様社屋での撮影の際、当社側の過失により発生した物的損害に関しては、当社が加入する保険の範囲内で補償するものとします。ただし、発生した物的損害の起因に、申込者様側の過失が認められる場合は、申込者様と当社の両方で協議を行うものとします。

④当社は、本作品の撮影中に当社側の過失に起因した事由により撮影が中止となった場合、当社の責任の下、再撮影日の提案を行います。ただし、発生した事由に、申込者様側の過失が認められる場合、または第三者に起因する事由、天候や天災、騒乱など不可避の事象が認められる場合は、当社はその責任を負わないものとします。

⑤完成動画を申込者様に納品する前に、当社側の故意または重大な過失により、動画制作が続行不可能と当社が認定するほど撮影データの全部または一部が損傷した場合、当社は申込者様が選択した第6条、第7条の動画制作プランの範囲内で申込者様へ再撮影を含む代替案を提案するものとします。ただし、発生した事由に、申込者様側の過失が認められる場合、または第三者に起因する事由、天候や天災、騒乱など不可避の事象が認められる場合は、当社はその責任を負わないものとします。

4、第6条および第7条のプランに基づき、当社が初めて申込者様が指定する電子メールアドレス（以下「メールアドレス」という）に送る編集済みの動画（以下「第一稿動画」という）をご送付した後、もしくは当社が申込者様に直接対面で第一稿動画を見せた後、第一稿動画に関する申込者様の依頼による修正回数は第6条、第7条で各プランに定められた回数を限度とします。プランに定められた回数以上の修正は有料のオプションにて承ることができます。ただし、資料や打ち合わせ内容から大きく逸脱した修正内容である場合はプランの基本料金を精算していただいた上で別途お見積を提出いたします。

5、当社は、申込者様の指定するメールアドレスに、完成した動画データ（以下「完成動画」という）を添付したメールを送信する方法により申込者様へ納品します。完成動画は申込者様で保管してください。当社は、完成動画、撮影した一切のデータ、素材を、電子メールを送信した日の翌日から30日間に限って保存しますが、その後は消去できるものとします。

6、申込者様は、完成動画を申込者様が行うプロモーション活動、ないしリクルート活動

の中で使用できるものとします。ただし、①素材に第三者の権利処理が別途必要となる場合は、申込者様においてご対応ください、また②当社側から提供された素材は、テレビCMでの使用や一部の配信サービス、劇場での公開などは禁止されている場合がありますので、YouTubeもしくは当社が指定するインターネット媒体や実店舗でのデジタルサイネージ以外で、完成動画の使用を検討される場合は必ず当社に確認してください。当社への確認を行わないまま、申込者様が完成動画を当社が指定するWEB媒体以外で使用した場合、第12条3項後段、第22条、第23条の規定が当然に適用されるものとします。

7、完成動画の著作権は申込者様に帰属するものとしますが、当社側から提供された静止画素材、動画素材、CG素材、BGM、テロップ、ナレーション等を完成動画から切り離して単独で使用したり、著作権を主張したりすることはできません。申込者様は、完成動画の一部または全部を当社制作作品として当社が管理するホームページ（以下「当社サイト」）またはSNS等で掲載、宣伝することに同意するものとします。ただし、申込者様と当社が個別にこれと異なる合意をした場合はこの限りではありません。

第9条 運用のオプション（YouTube動画広告およびSNS動画広告出稿）

1、動画広告の配信設定手続きや広告アカウント設定を当社が行う本サービスの運用オプションを選択することにより、申込者様はターゲットに向けて、WEB媒体に完成動画を広告出稿（以下「動画広告」という）することができます。なお、本サービスの運用オプションは、申込者様自らが行う動画広告や第三者による完成動画の運用を妨げるものではありません。

2、申込者様がYouTube動画広告を配信する場合、当社は申込者様のYouTubeチャンネルにアップロードされた完成動画を運用します。運用にあたり、申込者様のYouTubeチャンネルの開設やアップロード等が必要になる場合、当社で有償にて承ることが可能です。

3、動画を運用するにあたり、YouTubeないし当社が指定するインターネット媒体の媒体審査または考査を通過する必要があります。媒体審査または考査の結果、完成動画を広告としてYouTubeないし当社が指定するインターネット媒体に掲載できない場合は、完成動画の変更を別途承ることができます。

第10条 運用オプションのご利用料金

申込者様は下記に定めるご利用料金を当社に納めることにより、第9条の運用のオプションを利用することができます。

ご利用料金：5.5万円（税込）／7日間（自動更新はありません）

ご利用料金には当社規定のWEB媒体広告配信手数料が含まれます。また運用オプションには自動更新は付帯されていませんが、申込者様は繰り返し運用オプションを利用することができます。

第11条 本サービスの目的

申込者様は、申込者様の販促活動を活性化させる目的にのみ本サービスを利用することができます。

第12条 免責

1、当社は、本サービスによる申込者様の売上拡大や利益拡大を確約するものではありません。

2、当社は、本サービスを利用により申込者様または第三者に損害が生じた場合であっても、何ら損害賠償の責任を負わないものとします。

3、第8条に基づき申込者様が提供した素材に第三者の権利（肖像権、著作権などを含みますがこれに限りません。）が内包されており、申込者様の本サービスの利用により第三者の権利が侵害された場合、申込者様は自らの責任において紛争を解決するものとします。当社が第三者から権利の回復または損害賠償責任を問われた場合、申込者様は、当社にかわって、または当社と協力して紛争解決の措置を講じるものとします。ただし、紛争解決に要した費用は申込者様が全て負担するものとします。

4、当社は、完成動画が第9条第3項に定める媒体審査または考査を通過することを保証するものではありません。また、完成動画が媒体審査または考査を通過できなかったことから生じる一切の損害（商品、サービスのプロモーションの遅延から来る損害等を含みますがこれに限りません）に対しても損害賠償の責任を負いません。

5、当社は、天災地変その他不可抗力(回線の障害、サーバダウン等を含みますがこれらに限りません)により申込者様に生じた損失につき何ら責任を負わないものとします。

6、当社は、当社の責めによらず以下の事由により生じた申込者様の損失について、何ら責任を負わないものとします。

① コンピューターウイルス又はハッキングによる、WEB媒体のサーバダウン、サービス障害、データの流出、損壊及び誤った情報の掲載

② 申込者様の操作ミスによるデータの流出、損壊または消失

③ サービス環境の変化から生じた事由

7、当社は、申込者様の完成動画の中で言及する情報の真実性、最新性、確実性等について一切保証しないものとします。

8、当社は、申込者様と完成動画を閲覧した第三者（以下「閲覧者」という）との間に生じた一切のトラブルについて、何ら責任を負わないものとします。万が一、申込者様と閲覧者との間に紛争等が発生し、当社が直接これに止むを得ず対応した場合、申込者様は、当社に発生した損害、費用等の一切を補償するものとします。

9、完成動画が、申込者様当社以外の第三者（動画の出演者、スタッフ等含む）に起因する事由により、完成動画が止むを得ず公開できなくなった場合、若しくは公開後完成動画の公開を止むを得ず停止する場合、申込者様と当社は協議の上、共同で公開取り消しの事由を起因させた第三者に対して損害賠償の責任を問うものとします。なお、完成動画の公開取り消し後、または公開の中止後、完成動画を修正、加工等必要な処理を施した上で再度公開することが申込者様と当社間で合意された場合、申込者様と当社は別途契約を結ぶものとします。

10、当社は、申込者様が動画を止むを得ず公開できなくなった場合、若しくは公開後完成動画の公開を止むを得ず停止する場合であっても、何ら責任を負わないものとします。

第13条 本サービスの停止または廃止

当社は、次の場合、本サービスの全部または一部の提供を停止または廃止するものとし、停止または廃止した日をもって第16条に定める利用契約の一部または全部を解除することができるものとします。

1、停止または廃止する日の1週間前までに申込者様に通知した場合

2、第12条第5項及び第6項に定められた事由により本サービスを提供できない場合

第14条 当社からの返金

当社が本サービスの利用料金を既に受領している場合であって、第12条第5項及び第6項に定めた事由により本サービスを止むを得ず一時停止または廃止することを決定した場合、以下のとおり返金を行います。

- 1、撮影終了前に動画制作に着手できない場合 → 動画制作プラン(税込)の100%
- 2、撮影終了後に動画制作に着手できない場合 → 動画制作プラン(税込)の50%
- 3、動画が完成後に広告運用に着手できない場合 → 運用オプション料金(税込)の100%
ただし、本規約第12条第4項、第16条第3項、第23条、24条、または申込者様側の事由による解除の場合、本条は適用されません。

第15条 申込キャンセル及びリスケジュールチャージ

1、申込者様が本サービスにお申込後、申込者様側の事由ないし第23条の事由により第16条で定める利用契約を解除する場合当社から下記の通りご請求を行います。

- ①撮影が付随していないプランの場合 → 動画制作プラン（税込）の50%以上
- ②撮影が付随するプランで撮影前の解除 → 動画制作プラン（税込）の50%以上
- ③撮影が付随するプランで撮影終了後の解除 → 動画制作プラン（税込）の80%以上

2、申込者様が本サービスにお申込後、申込者様側の事由ないし第23条の事由によりリスケジュール（撮影日、ナレーション録音日、納品日を指します。以下「当日」という）をリスケジュール（以下「リスケ」という）する場合下記の通り追加ご請求を行います。

- ①撮影当日の前々日以降のリスケ → 所定撮影費の100%
- ②ナレーション録音当日の前々日以降のリスケ → 所定録音費の100%
- ③予定納品当日から3週間以上の延期 → プランの基本料金の50%

3、ただし申込者様と当社の間で別途取決めがあった場合は、その取決めが優先されるものとします。

第16条 利用契約

1、利用契約は、申込者様が当社所定のオンラインフォーム上での申込、または当社所定の方法によって本サービスの利用にかかる申し込みを行い、当社が当該申込について審査を行い適格と判断し、承諾の意思表示を文書、Eメールまたはその他代替しうる手段によって発信した時に成立するものとします。

2、本規約は利用契約の内容の一部をなします。

3、当社は、本サービスの利用申込を行う者が以下に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込を承諾せず、または承諾を取り消すことができるものとします。当社は不承諾または承諾の取り消しについて一切の責任を負わず、また承諾しない理由または承諾を取り消す理由を当該利用申込者に説明する義務を負わないものとします。

(1)本規約及び個別条件に違反する行為を行うおそれがある場合又は、過去に違反した事実が判明した場合

(2)利用申込時に当社に提供された情報に虚偽や故意または重大な過失による脱漏があった場合

(3)利用申込をしようとする企業・団体等が実在しないか又は実体的な活動を行っていない場合

(4)当社に提供されたメールアドレス宛に当社が問い合わせを行ったにもかかわらず、問い合わせた日の翌日から起算して3営業日以内に返信がなかった場合

- (5)第22条、第23条に違反又は違反するおそれがあると当社が判断した場合
(6) その他当社が合理的な理由により不適切と判断した場合

第17条 申込者様の権限

申込者様は、利用契約を締結する正当な権限を有する者により本サービスの申し込みを行うものとし、利用契約を締結する正当な権限を有しない者による申込であることが判明した場合、18条第1項にかかわらず、当社は既に行った申し込みの承諾を撤回することができるものとし、

第18条 申込者様の行為

1、当社は、申込者様の担当者、その他の役職員または申込者様と当社との間で合意した特定の第三者（以下「特定の第三者」という）から当社へアクセスがあった場合、正当な権限を有するものからのアクセスとみなし、申込者様の行為と取り扱うことができるものとし、

2、申込者様は、申込者様の担当者その他の役職員または特定の第三者に対して本規約及び個別条件を遵守させるものとし、申込者様の担当者その他の役職員が本規約及び個別条件の定め違反した場合は、申込者様が本契約に違反したものとみなします。

第19条 サービス料金のお支払い

1、申込者様は動画制作のご利用料金を、第8条5項で定められた方法により当社が完成動画を申込者様に納品した日の翌月末までに、当社が指定する銀行口座に本サービスのご利用料金をお振込するものとし、ただし申込者様と当社とのお取引が初回、ないし直近の入金日から1年以上経過している場合、原則として申込者様は第16条でいう本サービスへ申込後直ちに本サービスのご利用料金の50%に相当する金額を当社が指定する銀行口座にお振込するものとし、申込者様と当社との間で書面による別の取り決めが行われた場合は、この限りではありません。

2、申込者様は運用オプション利用料金を、完成動画を広告として「WEB媒体に掲載する日」として当社が申込者様に通知する日の5営業日前までに、当社が指定する銀行口座に本サービスのご利用料金をお振込するものとし、5営業日を超えて着金した場合、着金日の翌日から起算して5営業日後から完成動画を広告としてWEB媒体に掲載するものとし、

3、本サービスの利用料金のお支払いは当社指定の銀行口座にお振込にてお願いしておりますが、ご入金にかかる手数料は申込者様でご負担頂きます。

4、当社指定の銀行口座及びお支払い総額は、メールアドレス宛に別途送付するメールに添付するご請求書をご確認ください。

5、第15条で規定されるキャンセルチャージのお支払いは原則として本条第1項に準拠するものとし、

第20条 利用契約の有効期間及び存続条項

利用契約の有効期限は、第16条第1項により利用契約が成立した日から1年間とします。ただし、利用契約の終了後であっても、第12条（免責事項条項）、第23条（禁止事項条項）、第24条（反社会的勢力の排除条項）、第29条（管轄裁判所に関する条項）は有効に存続するものとし、

に着金済みの本サービスの利用料金は一切返金いたしません。

第24条 反社会的勢力等

1、当社及び申込者様は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約します。

(1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団等もしくはそれらの構成員等もしくはこれに準ずるもの(以下、「反社会的勢力等」といいます)または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること

(2) 反社会的勢力等に資金提供、便宜の供給等を行っていること

(3) 自ら又は第三者を利用し他者に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること

2、当社及び申込者様は、相手方が前項の規定に違反した場合、何ら事前の通知、催告を要することなく、即時に本契約を解除することができます。

3、当社及び申込者様が前項の規定により契約を解除した場合には、解除により相手方に生じた損害の一切について賠償する義務を負わないものとします。

第25条 権利義務等の譲渡

1、申込者様は、利用契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

2、当社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利、義務及び申込者様の登録情報その他の情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、申込者様は、かかる譲渡について本項において予め同意したものとします。

第26条 再委託の同意

申込者様は、当社が、申込者様より委託された本サービスを履行するために、外部クリエイターまたは企業に業務の全部または一部を再委託することに予め同意するものとします。

第27条 規約の変更

1、当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約を変更する必要性が生じた場合には、民法(明治29年法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)に基づき、本規約を変更することができるものとします。

2、当社は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当社サイトへ掲載するものとします。

第28条 分離性

本利用規約に定める条項の一部が強行法規への抵触その他の理由により無効とされた場合であっても、当該無効とされた条項以外の他の条項は有効に存続するものとします。この場合、当該無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

第29条 準拠法と合意管轄

本規約等は日本法を準拠法とし、本サービスに関して生じる一切の紛争については、東京

地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

作成日

2021年04月06日

最終改訂日

2024年03月26日

「お手軽制作プラン」サービス利用規約

「マトナカ -動画を作る、見てもらう- (動画で販促DX) 」 (以下「本サービス」という) における動画制作プランの一つであるお手軽制作プラン (以下「セルフプラン」という) 利用規約 (以下「特例規約4」という) は、本サービスの特例サービスとして第2制作株式会社 (以下「当社」と言います。) が提供するセルフプランの利用を申し込む企業様もしくは個人事業主様 (以下「申込者様」と言います。) と当社との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条

セルフプランは本サービスから派生した特例サービスであり、申込者様は本サービスの規約 (以下「本規約」という。) に同意をしない限りセルフプランを利用することはできません。

第2条

特例規約4に定めなき条項に関しては、本規約の定めに基づき準拠するものとします。

第3条

本規約と特例規約4の定めが異なる場合は、特例規約4の定めを優先するものとします。

第4条

申込者様は下記の手順に従い15秒～30秒の動画 (以下「動画」という) を作成することができます。

1、申込者様は当社指定の動画作成のための仕様フォーマット (以下「構成シート」という) にテロップ文言や使用箇所など必要事項を記入します。記入された構成シートに不備や不鮮明な箇所がある場合、当社側から追加での記載を申込者様に対してお願いしたり、セルフプランのご利用をお断りしたりする場合があります。

2、申込者様は構成シートに合わせ、申込者様自らが撮影もしくは保有する動画もしくは画像素材 (以下「素材」という) を当社指定の共有フォルダにアップロードないし、当社指定のデータ便にて当社に送付します。

3、当社から申込者様に対して送付する、BGMと共に編集された動画データ (以下「第一稿データ」という) を申込者様は当社から第一稿データを送付後48時間以内に確認を行い、動画に付随されたタイムコードに沿った修正点を当社に伝えます。なおセルフプランの修正回数は1回とします。2回以上の修正は別途有償にて承ることができます。

第5条

申込者様が当社指定の共有フォルダにアップロードないし、当社指定のデータ便にて当社に送付する素材は下記要件を満たしたものとし、要件を満たさない素材はセルフプランでは使用できないものとします。また申込者様は予め当社が編集時に適宜リサイズやトリミングを行うことに同意するものとします。

1、動画素材の要件

- ① 1つの動画素材につき原則60秒以内であること
- ② 動画素材のアップロード合計本数は5本以内であること

- ③動画素材のサイズは原則1920x1080（FHDサイズ）であること
- ④動画素材1本あたりのファイルの大きさは1GB以下であること。
- ⑤本サービスの規約に準拠している素材であること。
- ⑥その他当社が合理的に必要と認める要件を満たした素材であること。

2、写真素材の要件

- ①写真サイズ：15MBまで／写真1枚あたり（合計20枚まで）
- ②写真データの種類／JPEG、PNG、TIFF
- ③アップロードされた写真は、申込者様が選択した動画サイズのテンプレートに合わせてサイズ調整されます。サイズ調整は原則下記の通り行われます。
 - i) 写真がテンプレートに対して小さい場合
→テンプレートの中心と写真の中心を合わせて、写真をテンプレートが埋まる最小の大きさまで拡大します。テンプレートからはみ出した部分は自動的にカットされます。
 - ii) 写真がテンプレートに対して大きい場合
→テンプレートの中心と写真の中心を合わせた後、写真をテンプレートが埋まる最小の大きさまで縮小します。テンプレートからはみ出した部分は自動的にカットされます。

第6条

申込者様は当社指定のセルフプラン申込ページから申し込みを行なった後、当社指定の銀行口座に所定のご利用金額を振り込むものとし、当社は申込者様からのご利用金額の着金を確認後、第一稿動画を申込者様へ送付するものとし、

第7条

- 1、申込者様には第4条、第6条の手続きを進め当サイト揭示の「お申し込み」ボタン（以下「ボタン」という。）を押した後、所定のご利用料金の支払い義務が生じるものとし、
- 2、また当社は申込者様がボタンを押した後、当社に申込者様がボタンを押した事実を告げるメールが当社に到達後、本規約の所定の審査を経て直ちに動画の制作を行うものとし、
- 3、申込者様がボタンを押した後、60分以内に当サイトの「お問い合わせ」メールにて、動画の制作をキャンセルする意思表示を表示した場合、申込者様はご利用料金のお支払いを行う必要はなくまた、当社も動画の制作を行う必要はなくなるものとし、なお、本条でいう60分の計測は、当社に申込者様がボタンを押した事実を告げるメールが到達後、当社に申込者様が動画制作をキャンセルする意思表示をした旨が記載されたメールが到達するまでを指すものとし、
- 4、本条に記載した方法以外でのキャンセル以外の申し出は受け付けられませんのであらかじめご了承ください。

第8条

当社は申込者様が当社指定の共有フォルダにアップロードないし、当社指定のデータ便にて当社に素材を送付した日を含まず、最短7営業日で第一稿動画を申込者様に共有するものとし、また第一稿動画の修正を申込者様が当社に依頼した場合、当社は申込者様が当社に修正を依頼した日を含まず、最短5営業日で、修正を反映した動画（以下「修正済

み動画」) を申込者様に再度共有するものとします。

第9条

1、申込者様は修正済み動画を、本規約並びに公序良俗に違反しない限り、申込者様が管轄するデジタルサイネージや店頭モニター、ホームページ、YouTubeなどのSNSへ投稿する動画として原則として期間の定めなく自由にご利用いただくことができます。

2、但し当社から支給した素材（BGM含む）が動画に組み込まれている場合、素材を単体で有償無償に関わらず第三者へ譲渡したり、動画以外のコンテンツに使用したりすることはできません。

第10条

申込者様が当社に送付する素材に写り込む著作権に関する事項、第一稿動画、修正済み動画のご共有の遅延にかかる損害等は本規約12条の免責規定が当然に適用されます。

第11条

当社は予告なく、セルフプランを停止することができるものとします。

第12条

セルフプランで作成頂いた動画の一部または全部を当社のプロモーションや実績紹介等で使用させて頂く場合があります。

作成日

2022年06月09日

最終改定日

2024年03月21日